

## 1 目的

学校教育に関わる諸問題について目的意識をもって研修し、学校の中核を担う教員として求められる資質能力の向上を図り、本県教育の充実・発展に寄与する。

## 2 研修の概要

### (1) 研修の内容

#### ア 研究テーマに基づいた実践研究

＜個人研究テーマ＞下表に示す①～⑧のいずれかとする。

※具体的な研究テーマについては、資料1「研究テーマ及びその具体例」参照のこと。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 主体的・対話的で深い学びの実現をめざす授業づくりに関する研究</li><li>② 活用する力を育む授業づくりに関する研究</li><li>③ 指導と評価を一体化した授業づくりに関する研究</li><li>④ 高等学校における教科指導の充実に関する研究</li><li>⑤ 各教科におけるICTの活用に関する研究</li><li>⑥ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援に関する研究</li><li>⑦ いじめや不登校の未然防止に向けた取組に関する研究</li><li>⑧ その他、今日的教育課題に関する研究</li></ul> |
|---|

＜共同研究テーマ＞

※平成30年度につきましては、共同研究（やまぐち総合教育支援センターの研究指導主事と共同で行う研究）の募集は行いません。

#### イ 学校の中核を担う教員として求められる資質能力の向上に係る研修

- ・やまぐち総合教育支援センター研修講座の聴講及び受講
- ・調査研究に関する学習会参加及び自主的な研修会の企画・運営

### (2) 研修期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。

### (3) 研修場所

- ア やまぐち総合教育支援センター（研修期間中の「勤務公署」となる。）
- イ 原籍校（研究実践校）
- ウ 山口大学教育学部（担当教官からの助言、大学図書館の利用等）
- エ 所長が研修のために特に必要と認めた場所

### (4) 研修の流れ

- ア 研究テーマ・研究内容の決定
- イ 原籍校での実践等を踏まえた研究活動
- ウ 上記研修内容に係る関係研修講座の受講及び聴講
- エ 学習会参加及び自主研修会の企画・運営
- オ 「やまぐち教育フォーラム」（平成31年2月開催予定）における発表

### (5) 研修報告等

長期研修教員研修報告書を提出（研修報告書はやまぐち総合教育支援センターウェブサイトで公開）

## 3 募集人数

- ・小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）の教員7人程度
- ・高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）の教員1人程度

※国からの研修等定数の関係で、募集人数に変更の可能性がある。

## 4 応募資格

次のいずれにも該当する者

- ・ 山口県の公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員であること。
- ・ 年齢がおおむね45歳以下であること（十年経験者研修を修了していることが望ましい）。
- ・ 原則として教員免許状更新講習の対象者でないこと。
- ・ やまぐち総合教育支援センター（平成19年度までは山口県教育研修所）の長期研修教員として過去に研修したことがないこと。
- ・ 原則として、現任校勤務年数が2年以上であること。

※十年経験者研修を修了していない場合は、事前にやまぐち総合教育支援センターに問い合わせること。

※研修期間中は、原則として原籍校及び他機関等の諸用務に従事できない。

※年齢及び現任校勤務年数は、平成30年3月31日現在のものとする。

## 5 申請手続

長期研修を希望する教員は、校長へ「長期研修申請書」（様式1）を提出すること。その際、様式2及び様式3に必要事項を記入し、併せて提出すること。

## 6 提出先及び提出期限

【市町立小・中学校及び下関商業高等学校】

- ・ 提出先：関係市町教育委員会
- ・ 提出期限：関係市町教育委員会の指定期日

【県立学校】

- ・ 提出先：やまぐち総合教育支援センター
- ・ 提出期限：平成29年11月17日（金）

## 7 選考方法及び選考結果の通知

(1) 一次選考

- ア 選考方法 書類選考
- イ 選考結果 校長宛てに通知する（平成30年1月中旬に通知予定）。

(2) 二次選考

- ア 選考方法 個人面接
- イ 実施日 平成30年1月30日（火）
- ウ 会場 やまぐち総合教育支援センター
- エ 選考結果 校長宛てに通知する（平成30年2月下旬に通知予定）。

※内定決定通知であり、人事異動通知書の交付をもって正式決定となる。

## 8 その他

- (1) 長期研修教員は、教育公務員特例法第22条第3項に基づき、山口県公立学校教員の身分を有したまま原籍校からやまぐち総合教育支援センターへ派遣される。服務監督は校長が行い、職務命令による職務研修として取り扱う。
- (2) やまぐち総合教育支援センターを「勤務公署」とみなし、通勤手当を支給する。研修に係る原籍校や山口大学、所長が研修のために特に必要と認めた場所への旅行に限っては、出張とし旅費を支給する。
- (3) 長期研修教員の研修中の災害又は通勤による災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による。
- (4) 長期研修教員を派遣した当該校には、必要な場合は、研修代替教員を配置する。
- (5) やむを得ない理由により、研修の取りやめ、研修期間中における研修の中止又は中断を余儀なくされたときは、速やかに、その届出書を、やまぐち総合教育支援センター所長宛てに提出する。
- (6) 研修期間中、研究活動等でパソコンが必要となる。

## 研究テーマ及びその具体例

### <個人研究>

<b>【研究テーマ①】 主体的・対話的で深い学びの実現をめざす授業づくりに関する研究</b>
○小学校国語科における付けたい力に最適な言語活動の開発 ○小学校英語科において4技能を総合的に育成する授業づくり ○問題解決的な学習でつくる道徳授業の工夫 ○思考力・判断力・表現力等を育む組織的な授業改善 等
<b>【研究テーマ②】 活用する力を育む授業づくりに関する研究</b>
○数量や図形を実感し豊かな感性を育てる算数的活動の工夫 ○家庭科における問題解決能力の育成を図る指導の工夫 ○活用力を育む授業づくりにつながる校内研修の工夫 等
<b>【研究テーマ③】 指導と評価を一体化した授業づくりに関する研究</b>
○授業改善に向けて学校全体で取り組む授業評価の在り方 ○社会科における思考力・判断力・表現力を高める指導と評価の工夫 ○外国語科（英語）における自己発信力を育成する指導と評価の工夫 等
<b>【研究テーマ④】 高等学校における教科指導の充実に関する研究</b>
○高等学校における組織的な校内研修の在り方 ○国語科における情報活用能力を育成する指導の工夫 ○探究する力を養う地理歴史科・公民科の指導の工夫 ○思考力・判断力・表現力を育む数学科の指導の工夫 ○ICTを利用した理科の探究活動に関する研究 等
<b>【研究テーマ⑤】 各教科におけるICTの活用に関する研究</b>
○遠隔授業を取り入れた協働学習の在り方 ○見方・考え方を育てるICT活用の在り方 ○小学校段階におけるプログラミング教育の在り方 ○ICTを活用した主体的・対話的で深い学びを促す授業 等
<b>【研究テーマ⑥】 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援に関する研究</b>
○児童生徒一人ひとりの調和的な発達を支える自立活動の指導に関する研究 ○特別支援学校のセンター的機能強化に関する研究 ○特別支援学校に在籍する児童生徒の各教科の指導に関する研究 ○特別支援学校における連続性のあるキャリア教育に関する研究 等
<b>【研究テーマ⑦】 いじめや不登校の未然防止に向けた取組に関する研究</b>
○いじめを許さない心情を育むための効果的な取組に関する研究 ○自己有用感を高めるための効果的な取組に関する研究 ○コミュニケーション能力を育むための効果的な取組に関する研究 ○心の居場所や絆づくりに資する取組に関する研究 等
<b>【研究テーマ⑧】 その他、今日的教育課題に関する研究</b>
○持続可能な開発のための教育（ESD）に関する研究 ○コミュニティ・スクールの取組を生かした学習指導の工夫 ○やまぐち学習支援プログラムを活用した授業づくり ○系統的、計画的に取り組む外国語活動の指導の工夫 ○小・中の学びをつなぐカリキュラムづくりと授業づくり ○思考・判断・表現を促す活動を設定した複式指導の在り方 等

※学校の課題や校内研修のテーマ等に基づいた研究も可能です。

※上記以外の研究テーマの具体例については、御相談ください。

### <共同研究>

※平成30年度につきましては、共同研究の募集は行いません。